

大殿小学校区放課後児童クラブ運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、山口市が実施する大殿小学校区放課後児童クラブ運営業務委託事業者の選定にあたり、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名称

大殿小学校区放課後児童クラブ運営業務委託

(2) 業務内容

別紙「大殿小学校区放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

(4) 委託料上限額（別紙1 参照）

75,230,000円（5年間総額）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号のいずれも満たす社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人、設置地域の地縁団体等で構成される団体（以下、「法人等」という。）とする。

(1) 市内に事務所又は事業所等を有すること

（設置地域の地縁団体等で構成される団体を除く。）

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと

(3) 児童福祉法に定める事業及び施設並びにその他の社会福祉施設（以下、「事業等」という。）を運営している者で、次の各号に該当しないこと

- ① その運営する事業等につき、都道府県知事または市町村長から指定を取り消され、その取り消された日から5年を経過していない者
- ② その運営する事業等につき、都道府県知事または市町村長から指定の効力を全部または一部停止され、その満了の日の翌日から2年を経過していない者
- ③ その運営する事業等につき、都道府県知事または市町村長から法令に基づき、適切な措置をとるべき勧告を受け、なおこれに従わず措置命令を受け、その措置命令の日から2年を経過していない者

(4) 地方自治法第92条の2及び第142条並びに第166条の規定に該当しないこと

(5) プロポーザル参加意向申出書の提出期限（令和2年11月19日）から契約締結までの間において、山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領の規定による

指名停止措置を受けていないこと

(6) 市税を滞納していないこと

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続きの申立てをした者でないこと。ただし、更生手続き開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。

4 選定スケジュール（予定）

実施要領等の公表	令和2年11月2日（月）
質問の受付期間	令和2年11月2日（月）～11月11日（水）
質問に対する回答期限	令和2年11月16日（月）
参加意向申出書提出期間	令和2年11月2日（月）～11月19日（木）
企画提案書の受付期間	令和2年11月24日（火）～12月9日（水）
プレゼンテーション【評価】	令和2年12月18日（金） 予定
選定結果通知	令和2年12月23日（水）

※契約については、令和3年1月下旬を予定。

5 プロポーザル参加意向申出書の提出

- (1) 提出書類：参加意向申出書（様式第1号） 1部
市税に滞納がないことの証明 1部
法人登記簿謄本（法人格のない地縁団体の場合は役員名簿） 1部
定款（法人格のない地縁団体の場合は規約等） 1部
- (2) 提出方法：持参又は郵送（提出期限内必着）
- (3) 提出期限：令和2年11月19日（木）午後5時まで
持参による場合の受付は、土・日曜日、祝日を除く。
- (4) 提出先：山口市こども未来部こども未来課

6 質問及びそれに対する回答

- (1) 質問の提出方法
 - ア 提出書類：質問書（様式第2号）
 - イ 提出方法：持参又は電子メール（受付期限内必着）
 - ウ 受付期限：令和2年11月11日（水）午後5時まで
持参による場合の受付は、土・日曜日、祝日を除く。
 - エ 提出先：山口市こども未来部こども未来課
- (2) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、集約したものを、質問者名をふせて、令和2年11月16日（月）までに本市の公式ウェブサイトで公表する。

ただし、簡易な質問等については、市公式ウェブサイトで公表せず、電話等により個別に回答する。

7 企画提案書等の提出要請

- (1) 参加意向申出書提出者について、本実施要領3に規定する参加資格を確認し、その結果を令和2年11月20日（金）に参加意向申出書提出者に通知する。
- (2) 参加資格確認の結果、参加資格を有すると認められた者に対しては、企画提案書等の提出の要請を行う。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（様式第3号）
- イ 業務に関する実績（様式第4号）
- ウ 直近3事業年度の財務諸表（法人格のない地縁団体で財務諸表を作成していない場合は、団体の決算書及び会計監査報告の写し）
- エ 見積書（任意様式）
 - ①5年間の総額で作成し、各年度の内訳及び項目ごとの内訳が分かるよう作成すること。
 - ②運営開始時に必要な家具・家電類（テレビ、座卓、事務用デスク等）は市で調達するため、見積もりに含めないこと。
 - ③光熱水道費は山口児童館指定管理者が支払うため、見積もりに含めないこと。
 - ④山口市山口児童館の使用料は免除するため、見積もりに含めないこと。
 - ⑤入級申込者数等について各年度で増減が想定されるが、今回は次の仮定で見積もること。
 - a 入級児童数 各年度60名
 - b 必要な加配職員 各年度2名
 - c 開所時間 各年度1,960時間

(2) 書類作成上の留意事項

- ア A4判、両面印刷を原則とする。ただし、資料の都合上、部分的にA3判を利用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。
- イ 内容は、正確かつ簡潔にまとめるよう注意すること。
- ウ 提出書類は、上記（1）のア～エの順番に並べてA4判のフラットファイルに

綴じ、インデックスを貼り提出すること。

(3) 提出方法：持参又は郵送（提出期限内必着）

(4) 提出期限：令和2年12月9日（水）午後5時まで

持参による場合の受付は、土・日曜日、祝日を除く。

(5) 提出先：山口市こども未来部こども未来課

(6) 提出部数：正本1部、副本6部

(7) その他

参加意向申出書を提出しても、提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

9 事業者の選定

(1) プレゼンテーション【評価】

ア 実施日時：令和2年12月18日（金）（予定）

※時間については、別途応募者に通知する。

イ 実施場所：別途応募者に通知する。

ウ 実施時間：30分以内（提案説明20分以内、質疑応答10分以内）

エ 出席者：4名以内

オ 選定方法

評価委員会は、委託料上限額の範囲内で、別表「大殿小学校区放課後児童クラブ運営業務 企画提案書評価基準」に基づき評価した結果、合計点の6割以上の得点であった提案者のうち、最も得点が高い提案者を受託候補者として選定する。合計点が最も高い提案者が複数の場合は、各評価委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には、次の順で受託候補者を選定する。

①評価項目「提案内容」の合計点が高い提案者。

②評価項目「提案内容」のうち評価基準「年間を通して児童の遊びと生活の場として適切な提案か。」及び「支援が必要な児童の受入、対応は適切に行えるか。」の合計点が高い提案者。

③評価項目「実施体制」の合計点が高い提案者。

④以上においても同点の場合は、評価委員会で協議の上、受託候補者を選定する。

評価委員会による評価結果について、審査委員会の審査を経て、最終的に受託候補者を特定する。

審査結果通知は、令和2年12月23日（水）までにプレゼンテーションを行った全事業者に書面及び電子メールで行う。結果通知の内容に対する異議申し立てには一切応じない。

カ その他

プレゼンテーションは、企画提案書に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。

10 契約の締結

9で選定した受託候補者と協議し、契約手続きを進めるものとする。

なお、受託候補者が応募資格を満たさないと判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点の者と順次交渉するものとする。

11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不正な行為を行ったもの
- (5) その他、社会通念に照らし失格にあたる事由があると認められる場合

12 その他留意事項

- (1) 提案者は、プロポーザル参加意向申出書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (2) 一の提案者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (3) 企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出期限以降の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
- (5) 企画提案書等の提出書類は返却しない。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、山口市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。

13 所管課（問い合わせ先）

山口市こども未来部こども未来課

住 所：〒753-8650 山口市亀山町2番1号

電話番号：083-934-2797

FAX 番号：083-934-4147

E-mail：kodomo@city.yamaguchi.lg.jp

別紙１ 委託料上限額の積算について

５年間の委託料上限額

75,230,000円（15,046千円×５年間）

（参考）１年度あたりの積算内容

	項目	金額	計算式	説明
人件費	支援員・補助員人件費	7,706,720	983 円× 1,960 時間× 4 人	山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第１０条の定めるところにより、支援の単位が２の本施設では４人以上の配置が必要
	時間外人件費	117,960	983 円× 30 時間× 4 人	
	引継ぎ加算	89,453	983 円× 91 日	長期休業中等で午前中から開所する日については、職員の交代に伴う引継ぎ
	賃金改善手当	744,000	124,000 円× 6 人	都道府県知事、指定都市市長が実施する研修を修了した放課後児童クラブ支援員及び、令和４年度までに修了予定の職員に対して、年額124,000円の手当を支給している
	代替職員賃金	353,880	983 円× 6 人× 60 時間	職員の有給休暇等の際の代替職員人件費
	障がい児受入人件費	3,853,360	983 円× 1,960 時間× 2 人	障がい児の受入に当たって、必要に応じ職員を追加配置
	社会保険料	744,264	20,674 円× 12 か月× 3 人	
運営費	電話代	55,200	4,600 円× 12 か月	
	活動費	66,400	33,200 円× 2 支援の単位数	職員の研修参加等に係る経費
	教材費	876,000	50 円× 60 人× 292 日	
	スポーツ保険料	48,000	800 円× 60 人（児童分）	
		22,200	1,850 円× 12 人（職員分）	
	職員健康診断料	123,840	10,320 円× 12 人	
	インフルエンザ予防接種助成	24,000	2,000 円× 12 人	
	その他雑費	220,000	220,000 円	
	合計	15,046,000	※千円未満切り上げ	